

重要事項説明書

1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 たけのうち福祉会
事業所名	古淵デイサービスセンター
所在地	相模原市中央区東淵野辺 4-25-3
電話番号	042-718-2854 FAX 042-718-7819
サービス種類	通所介護・通所介護相当
事業所番号	1472612405
利用定員	1単位(月～土)27名
管理者	小磯敬子

2 サービス提供地域

通常の事業の実施地域は相模原市の一部地域。

南区は古淵、大野台、西大沼、東大沼、鶴野森、中央区は東淵野辺、共和、淵野辺。

その他の地域はお問い合わせください。

3 事業所の職員体制

1単位目(月～土)全職員		1日に勤務する職員(利用人数により増減あり)	
管理者(相談員兼務、常勤)	1名	管理者	1名
生活相談員(介護職員兼務、常勤)	3名	生活相談員	1名
生活相談員(介護職員兼務、非常勤)	1名	介護職員	3～4名
介護職員(常勤3名、非常勤4名)	7名	看護師(訓練指導員兼務)	1名
看護師(訓練指導員兼務、非常勤)	4名		

4 サービス内容

送迎・健康チェック・入浴・機能訓練・排泄・食事・レクリエーション・日常生活動作一般の介助

※入浴時のタオルや上履き等の**持ち物にお名前の記入をお願いします。鞆にはデイで用意した名札を付けるようにお願い致します。**

※**お財布や現金、携帯電話等を含む貴重品の持ち込みを原則としてお断り**しています。ご持参希望の方はご自分で管理をお願い致します。紛失・破損等に関しましては責任を負いかねます。

※**食品(飴・ガムを含む)の持ち込みを禁止**しております。医師からの指示やアドバイスがある方、もしくはご自身の健康状態を安定させる目的での摂取につきましては職員までご相談ください。

5 営業時間・サービス提供時間

営業時間	午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分

6 営業日

月曜日から土曜日(祝日含む)。但し、5月3日から5日、12月29日から1月3日までを除く。

7 サービス利用料及び利用者負担介護保険の規定による(料金表参照)

- ① サービスに対する利用者負担金は、負担割合証通りです。1割、2割、3割の方がいらっしゃいます。
- ② **利用者負担金は関係法令に基づいて定められる為、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。料金変更時はその説明をご家庭の希望に応じた説明の仕方でご報告し新しい料金表を交付します。**
- ③ サービス利用中に発熱や体調不良になった場合はサービス提供を中止し、ご家族・ケアマネージャーへ報告・相談した上でお帰り頂きます。ご自宅で静養又は受診をお願い致します。**私用や心身の変化により短時間利用となった場合でも、一日のサービス内容を提供できていたときには一日利用した料金を頂きます。また1時間程度のサービス提供となった場合は当日キャンセル料を請求させていただきます。**
- ④ 当施設の過失ではない交通事情における到着の遅れに関しましては通常通りの請求とさせていただきます。

8 支払い方法

口座振替となります。郵便局・明治安田ビジネスサービス(株)へ代行の依頼をしています。

現在お使いの通帳でお引き落としが出来ますので、別紙の金融機関一覧表で御確認下さい。

ひと月ごとのお支払いになります。その月の**利用料**に関しては、**次の月に集計でき次第、連絡帳へ利用料確認袋に請求書**を入れさせていただきます。内容をご確認頂いた上で、**利用料確認袋に押印またはサイン**をし、**利用料確認袋のみ施設へ戻して頂きます。毎月27日(営業日でない場合繰り下げ)**にお引き落としとなります。領収書はお引き落としが確認でき次第、連絡帳に入れてお渡し致します。

9 介護保険外の費用

外出機能訓練(買い物、外食)においてかかる費用は自己負担になります。ご自宅での怪我などで入浴時に必要となる処置に必要な物品、また紙パンツ・パット・マスク等は次回ご利用時に新しいものをお返しいただくか、衛生費(別紙参照)として上乗せして請求させていただきます。

10 当日キャンセル

サービスの利用を中止する場合は、速やかに事業所まで御連絡ください。

ご利用当日8時10分を過ぎた場合は当日キャンセルとなり800円を頂きます。

11 緊急時・非常災害時・事故発生時の対応について

① 緊急時

利用者の体調が急変、その他緊急と思われる状態になった場合、管理者または相談員の判断で救急

車を速やかに要請します。緊急時の連絡先へ(希望があれば指定された主治医)速やかに連絡をします。提出して頂いている病歴・服薬状況等、救急隊員へ必要な情報を伝えます。

緊急連絡先や服薬内容が変更した場合にはその都度ご連絡をお願いします。

② 災害時

防火管理者を置き非常災害対策に関する取り組みを行います。 担当防火管理者 小磯敬子
非常災害に関する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知します。年3回同じ建物の東淵野辺デイサービスセンターとたけのうちこども園と避難訓練を実施します。

③ 事故時（施設賠償保険・傷害保険に加入しています）

サービスの提供時に事故が発生した場合は、ご家族・担当の居宅支援専門員へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。必要に応じて各関係機関への報告を行います。絶対に事故を起こさないとの約束はできかねます。

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入している保険会社へ報告し速やかに賠償を行います。但し賠償すべき事故の範囲については保険会社の規定によります。保険の補償以外の保証はありません。従業員の過失によるもの以外医療機関への受診は基本のご自身及びご家族でお願い致します。

サービス提供時間内に発生したもので当施設の賠償事項に当てはまらない場合であっても、医療機関受診時にお支払いされた料金を傷害保険でお支払い出来る場合がありますので、ご連絡致します。上記措置を適切に実施するために担当者を定めます。 担当者 管理者

12 高齢者虐待防止のための措置について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から指針を整備し、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催します。従業員に対し周知徹底をすると共に虐待防止のための研修を年2回実施します。上記措置を適切に実施する為に担当者を定めます。 責任者・担当者 管理者

13 身体拘束を行う際の手続きについて

利用者の権利・全人格を尊重し、身体拘束は緊急やむを得ない場合(例外3原則①切迫性②非代替性③一時性)を除いて原則行わない事を基本方針とします。

行う際の手順については、マニュアルにある身体拘束排除の為の理念及び方針、実施時の手順を確認し慎重に行います。事前に利用者及びその家族へ、十分な説明を行い同意を得ると共に、チームで確認し合い実施時間や様態を記録します。要件に該当しなくなった場合は速やかに解除します。

14 サービス方針について

- ① 閉じこもりがちになる高齢者の方々が自宅から出掛けて家族以外の方とふれあうことのできる居場所をつくり、利用者本人やそのご家族の生きがい作りがすすむように支援します。
- ② 日常生活動作を行う為に必要な心身の機能が出来るだけ維持されるよう、機能訓練を行い、長く住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。

- ③ 社会的リハビリテーション(外出機能訓練)を通して社会生活力を高めると共に、身体的リハビリや社会参加の機会を作り、利用者の喜びや自信へ繋がるように支援します。

15 従業員の秘密保持について

当施設で働く職員は、業務上知り得た個人情報について在職中はもちろん退職後もその秘密を保持します。違反した場合は法的な責任が生じる事を理解した上で個人情報保護に関する誓約書を提出します。

16 従業員の研修について

職員は定められた研修計画に基づき、施設内外の研修を実施することで資質向上に努めます。

17 第三者評価の実施状況

公益社団法人かながわ情報サービス振興会が行う介護サービス評価(利用者評価)を実施しています。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

ご利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けつける為の窓口を設置します。

当施設・・・042-718-2854 対応時間は営業時間と同じ 担当者 管理者・相談員
また相模原市の福祉基盤課、国民健康保険団体連合会へいつでも申し立てることが出来ます。

相模原市福祉基盤課・・・042-769-9226

神奈川県国民健康保険団体連合会・・・045-329-3447(苦情係)

市外に住民票がある方の相談窓口は、住民票のある市区町村になります。

・・・

国民健康保険団体連合会(苦情係)・・・

当施設に直接伝えにくい場合は担当の介護支援専門員にご相談いただけます。